

山武市監査委員告示第2号

平成28年3月25日付け山武市監査委員告示第1号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年3月25日

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 大 川 義 男

措置等状況報告

保健福祉部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
社会福祉課	<p>《補助金の交付等の事務について》 提出書類の中で、補助団体の収支決算における監査を団体の会長が行っていましたが、会長は監査できませんので、正式なものを団体に求めてください。また、交付決定通知書中の日付に誤りがありました。これは公文書ですので誤りのないよう適正に対応するよう切望します。</p>	<p>収支決算について正式なものを団体から提出してもらい差し替えました。 交付決定通知書の日付については誤りのないよう対応します。</p>
健康支援課	<p>《補助金の交付等の事務について》 各支部へ活動補助として助成しておりますが、その会計の中に補助金を上回る繰越金を有している支部があります。翌年度の総会費用としての繰越という事情もあるということですが、それに見合った支出が見られませんので、補助金の必要性、活用のあり方等を十分に検討し、実態に即した見直しを求めてください。</p>	<p>事業活用のあり方等を十分確認して、適正な指導、実態にあった補助金を交付します。</p>

措置等状況報告

教育部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
<p>スポーツ振興課</p>	<p>《その他》 例月現金出納検査時に、随意契約が認められる範囲内で短期間に同事業者と複数件の事業委託契約が見受けられました。 今後は、契約の透明性および経済性を確保する観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件に該当するかどうか慎重に判断し、前例踏襲することなく適正な事務処理に努めてください。</p>	<p>今後は、契約の透明性および経済性を確保する観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件に該当するかどうか慎重に判断し、入札による契約など適正な事務処理に努めます。</p>